

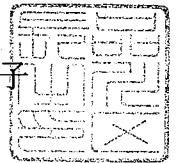
令和 8 年度労働報酬下限額について

令和 8 年度における労働報酬下限額を定めたため、品川区公契約条例（令和 6 年品川区条例第 5 6 号）第 8 条第 3 項の規定により、以下のとおり告示する。

なお、工事または製造の請負契約に係る労働報酬下限額については、令和 8 年度に適用する公共工事設計労務単価が、農林水産省および国土交通省より公表され次第、告示する。

令和 7 年 1 2 月 1 1 日

品川区長 森澤 恭子



工事または製造以外の請負契約、業務委託契約および指定管理協定

労働報酬下限額	1 時間当たり 1, 5 0 0 円
---------	--------------------